

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和5年8月)

1. 開催日時 令和5年8月25日(金)
午後1時30分から午後2時32分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 14人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南 蘭 恵志		

4. 欠席委員 5人 (4番 原田正昭 7番 安部健司 11番 江本康治 15番 阿部芳浩 16番 藤本敏夫)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 12人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 4人 (高野康寛 岸田正幸 小原光功 住友武司)

6. 議事日程

- | | |
|----|---------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 第2 | 議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第3 | 議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 報告事項(1)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について |
| 第5 | 報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について |
| 第6 | 報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について |
| 第7 | 報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について |

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

8. 議事進行

事務局	定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年8月吉野川市農業委員会総会を開会致します。 本日は4番原田委員、7番安部委員、11番江本委員、15番阿部委員、16番藤本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中、14名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員12名にも本日出席いただいております。 それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。
会 長	(会長挨拶)
議 長	まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。 (異議なしとの声)
議 長	異議なしということでございますので、10番、原委員、13番、芝高委員に、議事録署名をお願い致します。 本日の定例会に出ております議案は、 議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 10件 議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5件 報告事項(1)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について 報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について でございます。
議 長	議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。 なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

 まず最初に、議第26号1番の地上権の設定ですが、これは営農型太陽光発電についてであり、議第27号1番の賃貸借権を設定する一時転用の更新申請と関連していますので一括審議致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 1頁の1番及び4頁の1番をご覧ください。3筆ございます。位置図については、資料1です。

 議第26号1番、議第27号1番とも農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、下部農地では耕作を継続する営農型太陽光発電についてで、この案件は令和2年からの許可期間が満了するために、今回は更新ということになります。議第26号1番は、農地上部に太陽光パネルを設置するための空中地上権の設定、議第27号1番は農地に設置する支柱部分の一時転用許可申請となっております。

 申請地の所在は、鴨島町西麻植字麻植市、地目は、台帳、現況共に畑、農用地区域外農地の第3種農地となります。3筆の合計面積は、2,010㎡で、この内、3条関係では、太陽光パネル下部の面積433㎡が空中区分地上権の設定面積になります。また、5条関係では、太陽光パネルの架台支柱部分の面積1.21㎡が一時転用申請の更新面積になり、いずれも許可期間は10年間の申請となっています。

 下部農地では、引き続きブルーベリーの作付け、販売による下部での営農となり、3年間の状況は、周辺に同様の比較対象がなく、成木との収量比較では、3年目と比べ成木は単位収量が20倍から30倍になることもありまして、8割には達していませんが、株は現在も順調に生育しているとのことです。ミツバチによる受粉作業がうまくいかなかった等のトラブルもありましたが、複数の専門業者から営農指導も受け、同世代の株の全国の平均的な単収を今後も上回る想定です。

 なお、販路としては地元の産直市等に出荷しています。

 農地の管理については、外周にはフェンスを設置、防草シート施工の上、ポット栽培をしており土壌や排水等による周辺農地への影響はありません。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 本日欠席されていますが、担当の江本委員から、現地調査の結果について事前に連絡があったそうです。事務局からお願いします。

事務局 江本委員からは、現地調査の結果、今回の申請内容については特に問題は無いとのことでございます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号1番の地上権の設定及び議第27号1番の賃貸借権を設定する一時転用の更新申請につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号1番及び議第27号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号1番及び議第27号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料2です。申請地の所在は、鴨島町喜来字乗島、地目は、台帳、が田及び畑、現況は共に畑、合計面積は2,432㎡です。譲受人は、家族で食品加工会社を経営しており、漬物の原材料とするキュウリや白菜の作付け用地として、会社に隣接する申請地を譲り受けることになったとのことです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 18番、大塚です。いま、事務局から説明があったとおり、譲受人家族は漬物の会社を経営しており、その材料のキュウリや白菜を作るということで別に問題ないと思います。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号2番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。4筆でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、川島町栗村字久保田、地目は、3筆については台帳、現況共に田、残り1筆は台帳、現況共に畑、合計面積は1,700.98㎡です。譲渡人は、県外在住であり、耕作をする後継者もないため、かねてより第三者に農地を譲渡することを考えており、農業委員に相談したところ、申請地付近で耕作している譲受人との間で売買の話がまとまったとのこと。譲受人は米や野菜を作付けする見込みです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 審議に先立ち、■番、■■委員におかれましては、関係者でございますので、ご退出をお願いします。
(■■委員 退出)

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保です。事務局から説明があったとおりでございます。何も問題無いと思われますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号3番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次の審議に入る前に■番、■■委員の入室を認めます。
(■■委員入室)

議 長 続きまして、議第26号4番及び5番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 4番、5番とも先ほどの3番と譲渡人が同一ですので、まとめて説明いたします。

まず、4番ですが、位置図が資料3で、申請地の所在は、川島町栗村字中須、地目は、台帳、現況共に田、面積は780㎡です。

続いて、5番は、位置図が資料3で、所在は、川島町栗村字中須、地目は、台帳、現況共に田、面積は607㎡です。

3番と譲渡人は同一で、4番5番とも申請地周辺で耕作している方が譲り受けることになっており、米又は野菜を作付けする予定です。

4番、5番とも、農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、松本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1番 1番、松本でございます。先ほど事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は県外に住宅を構えており、学校を出てからずっとこちらでは生活しておりません。お墓やこちらの自宅も処分され、残っていた農地のことで私も相談を受けておりました。市内の農地保全のため、隣接若しくは近くで農業をされている方に買っただけになったので、農業委員の業務としての農地の集積、集約、保全ということで何の問題もないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号4番及び5番の売買による所有権移転につきましては、許可について特に問題はないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号4番及び5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号4番及び5番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号6番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 6番でございます。3筆でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、川島町三ツ島字一里松、地目は、台帳は田及び畑、現況は田、合計面積は2,727㎡です。譲渡人は、県外在住であり、耕作をする後継者もないため、かねてより利用権設定により申請地を耕作していた譲受人に申請地を譲り渡すことになったようです。譲受人は引き続きブロッコリーを作付けする見込みです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、5番、大久保委員の

方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保です。事務局から説明があったとおりでございます。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号6番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第26号6番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第26号7番及び8番の交換による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 7番と8番は互いの農地を交換により所有権移転する許可申請ですので、まとめてご説明いたします。位置図については、資料5です。

まず、7番の申請地は、所在が山川町山路、地目は台帳、現況共に田、面積は1,365㎡でございます。

続いて8番は、所在が山川町雲宮、地目は台帳、現況共に田、面積は754㎡でございます。

二つの土地は面積が倍ほど違うのですが8番の土地にはビニールハウスが建っており、まとめて譲るということで双方が合意し、今回の申請に至ったとのことです。交換により、それぞれが自宅に近い農地を取得することになるため、耕作もしやすくなり、利便性も高まるとのことです。取得後はそれぞれトウモロコシやブロッコリー、ナスを作付けする予定です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。広い方の土地は出入り口がとても狭くてトラクターで出入りするのに非常に苦労している状態ですが、譲受人はここに自宅の庭から進入できるということでございます。もう一つの土地は、ビニールハウスが2棟建っており、野菜を作るのには最適で、車両も横付

けできるとのことで、双方が話し合いの結果、交換することになったらしく何ら問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号7番及び8番の交換による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号7番及び8番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号7番及び8番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号9番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 9番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に田、面積は431㎡です。譲渡人と譲受人は親子であり、申請地は譲受人宅に隣接しています。譲受人は以前より申請地で自家用野菜を作付けしており、取得後も今までどおりネギやキュウリを作る予定とのことです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。両者は親子関係ということで、お父さんが娘さんに農地の贈与をするということで何も問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号9番の、贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号9番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第26号10番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 10番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、山川町石堂、地目は、台帳、現況共に畑、面積は125㎡です。譲受人は、譲渡人から山川町川田の家屋を購入、同時に申請地も取得し、住所を吉野川市に移した後、農業にも従事したいとのことです。申請地は新居から車で5分程の距離で、スダチの木を植える予定とのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番の原です。ここは何年も手つかずの物件でしたが、今回売買の話がまとまったようです。山際で、北側は用水路、三角形の土地ですが、所有権が移転されることになり、両者とも喜んでいるとのことです。よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第26号10番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第26号10番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第26号10番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第27号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは、1番については審議済みですので、議第27号2番及び3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請について審議い

たします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書4頁をご覧ください。2番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字源斗、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,039㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、市外在住で、管理に困っており、この度、太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル175枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,400万円を予定しています。

土地の造成については、表土はそのままに不陸整正後に転圧する予定で、雑草管理として、月1回以上の草刈りを適宜実施します。土地の境界には、既設擁壁及び土羽があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局

続いて3番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町喜来字源斗、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,256㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人、譲受人は、2番と同一で、同様に申請地を太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル192枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1,400万円を予定しています。

土地の造成や雑草管理、排水方式、フェンスの設置等についても2番と同様です。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番

18番、大塚です。先般、事務局と現地確認をいたしました。譲渡人は施設に入所しており、太陽光発電事業者に申請地を譲渡されたいようです。何ら問題はございません。よろしく、ご審議の程、お願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第27号2番及び3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第27号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第27号2番及び3番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして議第27号4番の、使用貸借権設定による木材・製品置場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料9です。
申請地の所在は、山川町湯立、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,164㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要でございますが、借人である法人は、材木の販売を行っており、現在所有する資材置場だけでは、製品化する前の原木を乾燥させるスペースが不足しており、経営者個人の農地を木材・製品置場として借り受けることになったとのことです。申請地隣の宅地も同様に借り上げ、木材製品と原木を置くスペース及び車両の進入路を確保します。

土地の造成については、整地後に転圧して仕上げますが、境界には擁壁が存在しますので、土砂等の流出はありません。雨水は敷地内で浸透させます。以上のことから、周辺への影響は現状と変わらないものと思われます。事業費は自己資金100万円を予定しています。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 本日欠席されていますが、担当の安部委員から、現地調査の結果について事前に連絡があったそうです。事務局からお願いします。

事務局 安部委員からは、現地調査の結果、今回の申請内容については特に問題は無いとのことでございます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第27号4番、使用貸借権設定による木材・製品置場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第27号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第27号4番につきましては許

可することに決定致しました。

議 長 続きまして議第27号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は936㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は、後継者がおらず農業を縮小しており、申請地を太陽光発電設備建設用地として譲り渡すことになったようですが、一つ懸念する点がございます。今回提出されている土地の造成や施設設置の計画は標準的な内容で許可に値するものと考えられますが、譲受人である法人は、昨年6月の総会で同様の太陽光発電施設設置の申請をし、許可を得ております。ただ、既に許可後1年を経過しておりますが、現在もそこでの工事は始まっておりません。加えて、本年4月に許可した別件転用についても、先の件に比べると許可後の期間はそう長くはありませんが、そちらも未着工の状態となっております。現在、着工時期を含めて詳細な説明を求めているところですが、このような譲受人の状況は、今回の転用許可の賛否にも影響すると思われるので、それも含めてご審議いただきたいと思います。

議 長 ただ今の説明に関連して、19番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、南園でございます。ただいま事務局から説明がありましたとおり、この譲受人の会社は転用許可後も着工していないという状況でございます。本来でございますと許可された案件については工事実施計画書のとおり工事を始めてもらうのが原則となっております。現在のこのような譲受人の状況では新たな許可を出すのはいかがなものかと思われます。先の案件の着工あるいは是正を確認できていない状態で、次の申請の許可に移るのは尚早かと思われますので、今回は保留が適当ではないかと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第27号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

18番 担当の委員の方がおっしゃるように以前の案件が着工してないんでしたら、今回は保留ということが妥当ではなかろうかと思います。

議 長 外に質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第27号5番について、今回は「保留」としてはとの意見が出ましたが、これについて、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第27号5番につきましては保留とすることに決定いたしました。

議 長 次に、
報告事項(1)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地について、転用する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の5頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料11です。

所在は、鴨島町鴨島字神島、地目は、台帳、現況共に畑、共有名義となっておりまして、面積は164㎡の内本人持ち分の5分の3相当でございます。転用目的は、宅地の拡張となります。令和5年8月1日に届出が提出され、同日で受理、令和5年8月9日にその旨を通知しました。

事務局 ○報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料12です。

所在は、鴨島町喜来字乗島、地目は、台帳、現況共に田、面積は811㎡でございます。転用目的は、売買による宅地分譲でございます。令和5年7月13日に届出が提出され、同日で受理、令和5年7月19日にその旨を通知しました。

続いて2番でございます。位置図については、資料12です。

所在は、鴨島町喜来字乗島、地目は、台帳、現況共に田、面積は334㎡でございます。転用目的は、売買による住宅地でございます。令和5年7月13日に届出が提出され、同日で受理、令和5年7月19日にその旨を通知しました。

3番でございます。2筆でございます。位置図については、資料13です。

所在は、鴨島町喜来字豊畑、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は325㎡でございます。転用目的は、売買による専用住宅用地でございます。令和5年7月31日に届出が提出され、同日で受理、令和5年8月9日にその旨を通知しました。

4番でございます。位置図については、資料11です。こちらは報告事

項(1)に関連する案件となります。

所在は、鴨島町鴨島字神島、地目は、台帳、現況共に畑、共有名義となっておりまして、面積は164㎡の内5分の2相当でございます。転用目的は、贈与による宅地の拡張となります。令和5年8月1日に届出が提出され、同日で受理、令和5年8月9日にその旨を通知しました。

事務局

○報告事項(3)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の7頁をご覧ください。位置図については、資料14です。

1番が山川町山ノ神、2番が山川町石堂で、共に台帳地目は畑ですが、両照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年7月20日付けで回答したものでございます。

事務局

○報告事項(4)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件3筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件2筆でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(4)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

(現地確認不能地への対応について説明)

議 長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。

委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会

(終了時刻 午後2時32分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記